

## 自己評価・外部評価の実施について

### 1. 背景

- 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）では、国立研究開発法人は、各事業年度の終了後3ヶ月以内（6月末）までに、業務実績及び自己評価結果の報告書を主務大臣に提出・公表することとされている。
- 独立行政法人の評価に関する指針では、国立研究開発法人は、自己評価書の作成に当たっては、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映するよう、努めることとされている。

### 2. 平成29年度 自己評価・外部評価の進め方

- 自己評価（自己評価委員会）

日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）では、4～5月に自己評価委員会を開催し、「資料3 日本医療研究開発機構平成29年度自己評価報告書（案）」（以下「報告書（案）」という。）をとりまとめた。（参考1 評定一覧）
- 外部評価（研究・経営評議会）

研究・経営評議会では、報告書（案）に基づき、次の評価をお願いしたい。

  - 平成29年度の機構の業務実績全体についての総合的な評価
  - 必要に応じ、報告書（案）の内容（評定や評定の根拠など）についての評価
- 研究・経営評議会でもいただいたご意見等は、外部評価報告書としてとりまとめを行うとともに、報告書（案）に対する修正のご意見は最終的な自己評価報告書に反映させる。

### 3. 今後の実施スケジュール （機構における作業）

- 5月29日： 研究・経営評議会開催（第1回）
- 6月20日： 研究・経営評議会開催（第2回）
- 6月末： 主務大臣に自己評価・外部評価報告書を提出

#### （所管府省における作業）

8月上旬を目途に評価を完了し、法人に通知、公表。その間、日本医療研究開発機構審議会※開催。

※ 通則法では、主務大臣は、国立研究開発法人の業務実績に関する評価に際し、あらかじめ「研究開発に関する審議会」の意見を聞くこととされており、機構については、「研究開発に関する審議会」として、内閣府に、日本医療研究開発機構審議会が設置されている。

## 項目別評定一覧

		平成29年度 自己評定案			平成29年度 自己評定案
I. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			III. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
(1) 機構に求められる機能を発揮するための体制の構築等					B
① 医療に関する研究開発のマネジメントの実現		A	IV. 短期借入金の限度額		
② 研究不正防止の取組の推進		A			—
③ 臨床研究及び治験データマネジメントの実行		B	V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には		
④ 実用化へ向けた支援		B			B
⑤ 研究開発の基盤整備に対する支援		B	VI. 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画（記載事項無し）		
⑥ 国際戦略の推進		A			—
⑦ 政府出資を利用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等		B	VII. 剰余金の使途		
(2) 基礎から実用化へ一貫してつなぐプロジェクトの実施					—
① 医薬品創出		A	VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
② 医療機器開発		B	(1) 内部統制に係る体制の整備		B
③ 革新的な医療技術創出拠点		A	(2) コンプライアンスの推進		B
④ 再生医療		B	(3) 情報公開の推進等		B
⑤ オーダーメイド・ゲノム医療		A	(4) 情報セキュリティ対策の推進		B
⑥ 疾病に対応した研究<がん>		A	(5) 職員の意欲向上と能力開発等		B
⑦ 疾病に対応した研究<精神・神経疾患>		B	(6) 施設及び設備に関する計画（記載事項無し）		—
⑧ 疾病に対応した研究<研究新興・再興感染症>		S	(7) 職員の人事に関する計画		B
⑨ 疾病に対応した研究<難病>		A	(8) 中長期目標の期間を超える債務負担		—
⑩ 健康・医療戦略の推進に必要となる研究開発事業		A	(9) 機構法第十七条第一項に規定する積立金の処分に 関する事項		—
II. 業務運営の効率化に関する事項					
(1) 業務改善の取り組みに関する事項					
① 組織・人員体制の整備		B			
② PDCAサイクルの徹底		B			
③ 適切な調達の実施		B			
④ 外部能力の活用		B			
⑤ 業務の効率化		B			
(2) 業務の電子化に関する事項					
		A			

(参考：評価の基準)

S：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

A：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

B：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

C：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

D：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

## 独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）（抄）

第35条の6 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績
- 三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

2 国立研究開発法人は、前項の規定による評価のほか、中長期目標の期間の初日以後最初に任命される国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第一項ただし書の規定により定められた場合又は第十四条第二項の規定によりその成立の時に任命されたものとされる国立研究開発法人の長の任期が第二十一条の二第二項の規定により定められた場合には、それらの国立研究開発法人の長（以下この項において「最初の国立研究開発法人の長」という。）の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日を含む事業年度の終了後、当該最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該末日を含む事業年度の事業年度末までの期間における業務の実績について、主務大臣の評価を受けなければならない。

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 ～ 9 （略）

## 独立行政法人の評価に関する指針（平成26年策定/平成27年改訂 総務大臣決定）（抄）

### Ⅲ 国立研究開発法人の評価に関する事項

1 ～ 3 （略）

4 自己評価結果の活用等

(1) ～ (4) （略）

(5) 主務大臣は、国立研究開発法人に対する評価において、質の高い自己評価を基盤として、それを適切に活用して評価することが望ましい。国立研究開発法人は、上記の主務大臣の評価に自己評価書が円滑に活用されるよう、自己評価書の作成に当たって、以下の点に努める。

① ～ ③ （略）

④ 記載内容の客観性、信憑性に十分留意しつつ、外部評価結果等を適切に活用し、自己評価に反映する。

⑤、⑥ （略）